

倉敷市告示第472号

倉敷市業務用電気自動車導入支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月8日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市業務用電気自動車導入支援補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、原油の価格の高騰による影響を考慮し、電気自動車を購入する法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、電気自動車を使用する法人の負担を軽減し、もって本市経済の活性化及び脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とする検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（当該自動車検査証において、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第22号又は第29号の規定による記載のあるものを除く。）をいう。以下同じ。）であって、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱の規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象としての承認を受けたものをいう。
- (2) 車両登録 道路運送車両法第4条に規定する自動車登録ファイルへの登録（軽自動車にあつては、同法第59条に規定する新規検査）を受けることをいう。
- (3) 低燃費タイヤ 一般社団法人日本自動車タイヤ協会が策定した低燃費タイヤ等の普及促進に関する表示ガイドラインに定める低燃費タイヤの性能要件を満たすものをいう。
- (4) ゼロカーボンシティステッカー 社会経済活動において排出される二酸化炭素の削減を図る取組の普及啓発のために本市が配布するステッカーをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する法人（国又は地方公共団体を除く。）
- (2) 前号に規定する法人を使用者（自動車検査証における使用者をいう。以下同じ。）として、当該法人が業務用に使用する電気自動車に係るリース契約（契約の期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間をいう。以下同じ。）以上であるものに限る。以下同じ。）を締結している法人（以下「リース業者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 同一の電気自動車の購入に対して、本市から別の補助金の交付を受ける者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っている者
- (6) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
- (7) 第2号から前号までのいずれかに該当する者を使用者として、電気自動車に係るリース契約を締結している者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす電気自動車の購入を行うものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する法人が業務用として使用するものであること。

- (2) 自動車検査証における使用の本拠が市内であるものであること。
- (3) 車両登録されたことがないものであること。
- (4) 電気自動車の購入に係る発注が、令和4年6月24日以後にされたものであること。
- (5) 低燃費タイヤを装着したものであること。
- (6) 車体にゼロカーボンシティステッカーを貼付したものであること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気自動車の購入に要する経費のうち車両本体に係るもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

2 この要綱による補助金の交付は、電気自動車1台につき20万円を限度とし、一の法人につき1台限り（当該法人を使用者とする電気自動車のリース業者がこの要綱による補助金の交付を受ける場合の電気自動車を含む。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受ける者がリース業者である場合は、電気自動車の使用者（当該電気自動車とは別の電気自動車の購入に対して、この要綱による補助金の交付を受ける法人を除く。）ごとに1台限りとする。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金の交付を受ける者がリース業者である場合は、当該リース業者は電気自動車に係るリース料金に補助金相当額分を反映し、値下げしなければならない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、令和5年1月31日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の現在事項全部証明書（発行日から3月以内のものに限る。）
- (2) 申請者に市税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）
- (3) 補助対象経費の内訳が記載された注文書の写し
- (4) 補助対象経費に係る割賦販売契約書の写し（割賦販売契約を行っている場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者がリース業者である場合は、前項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付す

るものとする。

- (1) 使用者の現在事項全部証明書（発行日から3月以内のものに限る。）
- (2) 使用者に市税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）
- (3) リース契約書の写し
- (4) 電気自動車に係るリース料金に補助金相当額分の値下げが反映されていることが分かる書類
（交付決定等）

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。

（補助対象事業の内容の変更）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。

（補助対象事業の中止）

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、電気自動車の車両登録が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月15日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し

- (2) 領収書その他の補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し
- (3) 低燃費タイヤの装着が確認できる写真又は書類の写し
- (4) 車体にゼロカーボンシティステッカーが貼付されていることが確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは補助金の額の確定を行い、所定の額の確定通知書により通知し、補助事業者からの請求により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は交付決定に付した条件に違反したときは、第8条第1項の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(取得財産の管理)

第15条 補助事業者は、この補助金により取得した電気自動車を、法定耐用年数が終了するまでの期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産処分等の制限)

第16条 補助事業者は、この補助金により取得した電気自動車について法定耐用年数終了前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(報告)

第17条 市長は、補助対象事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(被災者支援等の協力)

第18条 補助事業者（リース業者を除く。）及びリース契約に係る電気自動車の使用者は、災害発生時において本市が行う電気自動車を活用した被災者の支援に協力するものとする。

2 補助事業者は、市長が補助対象事業の成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、補助対象事業に関する調査に対し情報提供等の協力をするものとする。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。